

令和3年度健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算における「健全化判断比率」を公表します。

財政指標のいずれかが一定の基準を上回ると「早期健全化団体」、さらに悪化している場合には「財政再生団体」に指定されます。

健全化判断比率

(単位：%)

指標名	積丹町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
③実質公債費比率	9.8	25.0	35.0
④将来負担比率	35.0	350.0	— (注1)

*注1) 将来負担比率には財政再生基準はありません。

指標の説明など

①実質赤字比率

一般会計の赤字が、町税や普通交付税の財源の規模である標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。

【令和3年度の状況】

令和3年度では、約1億5千万円の黒字決算(実質収支)見込みであり、赤字が発生していないため「—」表示をしています。

②連結実質赤字比率

全ての会計の黒字や赤字を合算し、積丹町全体での赤字の程度が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。

【令和3年度の状況】

前述の一般会計のほかに、積丹町には国民健康保険(事業勘定、直診勘定)・簡易水道・下水道・介護福祉サービス・産業交流雇用対策推進事業・後期高齢者医療の6つの特別会計があります。

いずれの会計においても赤字が発生していないため「—」表示をしています。

③実質公債費比率

借入金の返済額や借入金に準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を見るものです。

【令和3年度の状況】

計画的な借入金により、非常に低い水準にあります。

④将来負担比率

一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを見るものです。

【令和3年度の状況】

早期健全化基準を下回っていますが、返済に充てる基金の残高が低いため、比較的高い水準にあると言えます。

次に、公営企業の経営状況に関する資金不足比率の財政指標を公表します。この資金不足比率が経営健全化基準以上になった公営企業会計は、経営の状況が悪化した要因の分析をし、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率

(単位：%)

会計名称	積丹町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
産業交流雇用対策推進事業特別会計	—	20.0

* 資金不足を生じていないため「—」で表示しています。

指標の説明など

①資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を見るものです。

【令和3年度の状況】

積丹町では、簡易水道・下水道・産業交流雇用対策推進事業（岬の湯（温泉）の運営）が対象となりますが、一般会計からの繰り入れなどにより資金不足額は発生していません。